

双葉町（帰還困難区域）から避難し、埼玉県内に土地建物を購入した申立人らの双葉町の自宅土地建物について、土地につき、その購入金額に福島県の平均地価変動率を乗じて原発事故前の地価を算定した上、250㎡の範囲で郡山市の平均地価を参考に損害額を増額し、建物につき移住先での建物取得を考慮して損害額を増額を認めた事例。

## 和解（一部）契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、及び同X3（以下申立人ら3名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり部分的に和解する。

### 第1 和解の範囲

- 1 申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①就労不能損害

- ②精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。）

期 間 ① 自 平成24年4月1日 至 平成26年2月28日

② 自 平成24年6月1日 至 平成29年5月31日

- 2 申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①就労不能損害

- ②精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。）

期 間 ① 自 平成24年4月1日 至 平成26年2月28日

② 自 平成24年6月1日 至 平成29年5月31日

- 3 申立人X3と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定

する精神的苦痛に対する慰謝料(以下「日常生活阻害慰謝料」という。)のうち、中間指針第3の6(指針)Ⅲ)に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準(避難者の第2期の慰謝料について)第1(総括基準)に規定する金額に限るものとする。)

期 間 自 平成24年6月1日 至 平成29年5月31日

## 第2 和解金額

### 1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、第1項の1記載の損害項目及び期間についての和解金として、1443万0190円の支払義務があることを認める。

(内訳) ①就労不能損害 843万0190円

②精神的損害 600万0000円

### 2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、第1項の2記載の損害項目及び期間についての和解金として、639万3013円の支払義務があることを認める。

(内訳) ①就労不能損害 39万3013円

②精神的損害 600万0000円

### 3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、第1項の3記載の損害項目及び期間についての和解金として、600万0000円の支払義務があることを認める。

(内訳) ①精神的損害 600万0000円

## 第3 支払方法

(省略)

## 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目の内、精神的損害項目以外の損害項目(同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月23日

(仲介委員 堀井敬一)

双葉町（帰還困難区域）から避難し、埼玉県内に土地建物を購入した申立人らの双葉町の自宅土地建物について、土地につき、その購入金額に福島県の平均地価変動率を乗じて原発事故前の地価を算定した上、250㎡の範囲で郡山市の平均地価を参考に損害額を増額し、建物につき移住先での建物取得を考慮して損害額を増額を認めた事例。

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、及び同X3（以下申立人ら3名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり部分的に和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について一部和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間についての和解金として、金5197万4868円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払いの未精算仮払い補償金及び一部和解での支払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する未精算の仮払い補償金190万円及び一部和解での支払金2682万3203円を支払い済みであることを確認する。

この未精算の仮払い補償金190万円及び一部和解での支払金2682万3203円について、前項記載の和解金5197万4868円と清算する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の清算条項欄に有印のあるものについては、別紙記載の期間について本和解契約書に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを、また、有印のないものについては、別紙記載の期間を含め本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月29日

（仲介委員 堀井敬一）

別紙 )

期間	備考欄記載の通り
----	----------

損害項目		損害額	備考	清算条 項
避難費用	衣類・衣類ケース	¥22, 570	H24.4.1～H24.4.30	有
	除草剤	¥3, 450	H24.3.23	有
	火葬代	¥47, 250	H24.5.5 及び H24.11.7	有
	家賃にかかる費用 (駐車場代)	¥31, 650	H24.7.1～H25.3.31	有
	更新手数料等	¥43, 625	平成 25 年 3 月 27 日	有
避難・帰宅等に かかる費用		¥2, 376, 000	H24.6.1～H29.5.31	無
財物損害	高額家財	¥200, 000	期間の定め無し	無
	エコキュート・IH クッキングヒーター・レンジフード	¥970, 000	期間の定め無し	無
	自宅土地	¥2, 506, 665	一部和解 期間の定め無し 所在：双葉町○	無
	自宅建物	¥14, 932, 665	一部和解 期間の定め無し 所在：双葉町○	無
	自宅構築物	¥2, 503, 958	同上	無
就労不能損害	X 1	¥8, 430, 190	H24.4.1～H26.2.28	有
	X 2	¥393, 013	H24.4.1～H26.2.28	有
精神的損害	避難慰謝料	¥18, 000, 000	H24.6.1～H29.5.31	無
損害額合計		¥50, 461, 036		
仮払金との調整		¥-1, 900, 000		
一部和解支払金 との調整		¥-26, 823, 203		
弁護士費用		¥1, 513, 832	上記損害額合計の 3%	有
支払額		¥23, 251, 665		

双葉町（帰還困難区域）から避難し、埼玉県内に土地建物を購入した申立人らの双葉町の自宅土地建物について、土地につき、その購入金額に福島県の平均地価変動率を乗じて原発事故前の地価を算定した上、250㎡の範囲で郡山市の平均地価を参考に損害額を増額し、建物につき移住先での建物取得を考慮して損害額を増額を認めた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2、申立人X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記一覧表の損害項目（同表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

損害項目		期間	金額
1	避難費用（衣類等）	自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 4月 30日	22,570 円
2	避難費用（除草剤）	平成24年3月23日	3,450 円
3	避難費用（火葬代）	平成24年5月5日及び 平成24年11月7日	47,250 円
4	避難費用（駐車場代）	自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 3月 31日	31,650 円
5	避難費用（更新手数料等）	平成25年3月27日	43,625 円
6	避難・帰宅等にかかる費用	自 平成24年 6月 1日 至 平成29年 5月 31日	2,376,000 円
7	財物損害（高額家財）	期間の定め無し	200,000 円
8	財物損害 （エコキュート・IHクッキング ヒーター・レンジフード）		970,000 円
9	財物損害（自宅土地） （別紙物件目録1）		11,317,302 円
10	財物損害（自宅建物） （別紙物件目録2）		18,344,112 円
11	財物損害（庭木・構築物） （別紙物件目録2）		2,712,885 円
12	就労不能損害（X1）	自 平成24年 4月 1日	8,430,190 円
13	就労不能損害（X2）	至 平成26年 2月 28日	393,013 円
14	避難慰謝料	自 平成24年 6月 1日 至 平成29年 5月 31日	18,000,000 円

15	本件和解仲介に関する弁護士費用	期間の定め無し	1,886,762円
合計			64,778,809円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間にかかる和解金として、金6477万8809円の支払義務があることを認める。

3 既払金の精算

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対して、平成25年7月23日付和解（一部）契約書及び同年10月29日付和解契約書（一部）に基づき、5197万4868円を支払い済みであることを確認する。

この既払金5197万4868円について、第2項記載の和解金6477万8809円と精算する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 申立人らと被申立人は、第1項1～5，12，13，15記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

7 申立の取り下げ

申立人らは、本件における第1項の請求以外の請求については、申立てを取り下げる。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月16日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 堀井敬一）